

(別紙)

委 託 契 約 書

1. 委託業務の名称

2. 委 託 期 間 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

3. 委託料の限度額 円也
(うち消費税及び地方消費税 円)

4. 成果の納入場所

上記の委託業務について、委託者 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長
〇〇〇〇 を甲とし、受託者 〇〇〇〇〇〇〇〇 を乙とし、次の条項により委託契約を
締結する。

(総則)

第1条 乙は、別添の（委託業務実施要領・実施計画書・仕様書・技術提案書等）に基づき、頭書の委託金額をもって委託期間内に委託業務を完了する。

2 前項の（委託業務実施要領等）に明記されていない事項があるときは、甲・乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡)

第2条 甲及び乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社、信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法第467条及び動産及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を留保する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納品先の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合において、甲の対価の支払による弁済の効力は、官署支出官沖縄総合事務局総務部長（以下「支出官」という。）が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点及び指定銀行に対して支払手続を行った時点で生ずるものとする。

（再委託の制限）

第3条 乙は、委託業務の全部を一括して若しくは主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委託が委託業務の一部であり、乙が再委託承諾申請書により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

なお、乙が実施計画書又は技術提案書等に再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額を明示し、甲が適当と認めた場合は、再委託を承認したこととし再委託承諾申請書の提出を省略することができる。

- 2 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、会場借上及び軽作業等の軽微な業務を第三者へ委託しようとするときには適用しない。
- 3 再委託の内容を変更する場合は、第1項の規定を準用するものとする。ただし、当該変更が軽微な変更と認められるときには適用しない。
- 4 乙は、第1項の承諾を得た場合において、再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、第2項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 5 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

（実施計画書等の変更）

第4条 乙は、やむを得ない理由により実施計画書等を変更しようとするときは、変更後の実施計画書等を甲に提出し承認を受けなければならない。ただし、経費支出を変更しようとするときは、変更しようとする費目のいずれか低い額の20%以内の額の変更については、この限りではない。

（委託費の使用制限）

第5条 乙は、委託費を（委託業務実施要領・実施計画書・仕様書・技術提案書等）に記載された業務以外に使用してはならない。

（委託費に関する帳簿）

第6条 乙は、委託費について他の経理と区別した支出に関する帳簿を備えるとともに、証拠書類を整備保管しなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（報告及び監査）

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し委託調査の処理状況について、報告を求め、又は担当職員をして監査させることができるものとする。

（委託業務完了報告書等の提出）

第8条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに甲の定めるところにより、委託業務完了報告書、実施報告書、精算報告書（以下「委託業務完了報告書等」という。）を作成し、成果物を添付して甲に提出するものとする。

（検査）

第9条 甲は、前条の規定による委託業務完了報告書等を受理したときは、その日から起算して10日以内もしくは3月31日のいずれか早い日までに委託業務の成果物について、検査を行わなければならない。

（委託費の額の確定）

第10条 甲は、前条の検査の結果、適正と認める場合は委託費の額を確定し、乙にその旨を通知しなければならない。

2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

（概算払）

第11条 支出官は、必要と認めるときは、国の会計に関する法令に規定する所要の手続を経て、委託業務を実施するために必要な経費を乙の請求に基づいて、概算払することができる。

（委託費の請求及び精算）

第12条 乙は、第10条第1項の通知を受けたときは、第8条に規定する精算報告書に基づき、委託費の支払を請求するものとする。その場合において、前条の規定により概算払を受けた額が、精算の結果、残額を生じたときは、その額を甲に返納するものとする。

2 支出官は、前項の支払請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息の支払)

第13条 支出官は、前条第2項の期間内に支払ができなかったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める遅延利息を乙に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(無体財産権の帰属)

第14条 委託業務の成果及び委託業務の施行の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、甲が継承するものとする。

(契約の解除及び違約金)

第15条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除又は変更することができるものとし、その場合、乙は既に支払った委託費の全部又は一部の返納及び委託金額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 委託業務の実施について不正の行為があったとき。

(3) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

2 乙は、前項の規定により、甲が契約を解除した場合において第10条により概算払を受けているときは、甲に対してその概算払の額に、概算払日から返還の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて得た額の利息を付して返還しなければならない。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第16条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第18条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（暴力団排除に関する契約解除）

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をしたとき。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

ホ その他前各号に準ずる行為

2 乙は、契約後に下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下「下請負人等」という。）が前項各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

3 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（暴力団排除に関する損害賠償）

第20条 甲は、前条第1項及び第3項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が前条第1項及び第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第21条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（遅延賠償金）

第22条 乙は、自己の責により委託期間内に給付の完了ができないと認められるときは、速やかに甲に遅延の事由及び完了見込月日を明らかにした書面を提出し、その指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があった場合には、審査の上、完了見込月日内に履行が完了すると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして委託期間の延長を認めることができるものとする。ただし、遅延の事由が天災地変等その他やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができるものとする。

3 前項に規定する遅延賠償金は、委託履行未済金額に年利3%を乗じて得た金額とする。

（秘密の保持）

第23条 乙は、当該委託業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第24条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 甲 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長 印

受託者 乙

印